

栃木県看護職員修学資金制度について（令和8(2026)年度貸与希望者用）

この制度は、看護師等養成施設を卒業後、対象の免許を取得して、県内の医療機関等において看護業務に従事しようとする者に対して、修学に必要な資金を県が無利子で貸与する制度です。

また、養成施設を卒業後1年以内に対象の免許を取得して、直ちに別表の対象施設で就業を開始し、5年間継続して看護業務に従事した場合は、申請していただくことによって修学資金の返還を免除されます。

そのため、以下の場合は返還となります。

- ・養成施設を退学した
- ・卒業後、最初の対象資格試験において不合格であった
※対象資格試験に合格しても免許を取得しなければ返還になります
（看護師養成所に在学中貸与を受けて、卒業後最初の看護師試験にて不合格となった場合には、准看護師試験に合格したとしても返還です）
- ・5月以降に対象施設に就業した
- ・対象施設で継続して5年間看護業務に従事しなかった（次の就職まで1ヶ月以上空いてしまった）等

1 修学資金貸付金の額等（昨年度実績）

区 分	貸与月額	貸 与 期 間	交 付 方 法
看護系大学	32,000 円	貸与を受けた年度の4月から、正規の修業期間を終了する月まで（ 毎年申請が必要 ）	原則として3ヶ月分を一括して交付（7. 10. 1. 3月の25日前後）
保健師・助産師・看護師養成所			
准看護師養成所	15,000 円		

2 貸与申請手続き

修学資金の申請には、次の書類を**養成施設経由で**知事に提出しなければなりません。

- (1) 看護職員修学資金貸与申請書
- (2) 誓約書（連帯保証人2名は独立生計を営む成人であること、署名は自著・実印）
- (3) 印鑑登録証明書（連帯保証人2名分）
- (4) 所得証明書等の提出の誓約及び所得・財産調査等の同意書
（本人及び連帯保証人2名 計3名分）
- (5) 債権者登録書
- (6) 口座番号・口座名義等が確認できる資料【通帳のコピー等】 ※新規申請者のみ
- (7) **令和7年分の**所得のわかる証明書類（本人含む同一の生計を営み所得のある家族全員分及び連帯保証人2名分）
【確定申告書の写し・源泉徴収票の写し・所得証明書等】 ※新規申請者のみ
- (8) 養成施設長の推薦書 ※新規申請者のみ
- (9) 身上調書（写真貼付） ※新規申請者のみ
- (10) その他貸与の決定を審査するのに必要な書類の提出を求める場合があります。

連帯保証人は、連帯保証人変更手続きを行わない限り、返還または返還免除により債務が消失するまで、主たる債務者と同等の立場で債務を負うこととなります。事前に制度について十分にご理解をいただき、承諾を得るようにしてください。

また、栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則第3条により、連帯保証人2名はそれぞれ独立の生計を営む成年の者であること、貸与を受けようとする者が未成年であるときは、連帯保証人のうち1名は法定代理人でなければならないこと、とされているのでご注意ください。

3 貸与の決定

知事は貸与申請があったときは、審査の上、修学資金貸与の適否を決定し、養成施設を經由して申請者に通知します。

4 貸与を受けた者の諸手続

- (1) 在学中は、退学・休学・停学、住所の変更をしたときなどにご自身で所定の手続きが必要です。
- (2) 卒業時は、借用証書の提出、卒業後は返還計画、返還猶予申請、返還免除申請等の手続きがご自身で必要です。
- (3) 貸与決定後配布される、「**栃木県看護職員修学資金の手引き**」は返還完了または返還免除により債務が消失するまで大切に保管してください。

5 その他

養成施設を經由して貸与申請手続きを行っていただきますが、提出に必要な様式等は県ホームページでも案内しております。

ホームページの QR コードはこちら

